

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		介護給付費等の支給要否の変更
根拠法令及び条項		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第24条
所管部課係名		総合福祉部障がい者福祉課障がい者支援第1係、障がい者支援第2係
審 査 基 準	関係条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第24条 新座市福祉事務所長事務委任規則第9条第8号
	基準 (未設定の場合はその理由)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律抜粋 (支給決定の変更) 第二十四条 支給決定障害者等は、現に受けている支給決定に係る障害福祉サービスの種類、支給量その他の厚生労働省令で定める事項を変更する必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該支給決定の変更の申請をすることができる。
	参考事項	
	設定等年月日	令和3年3月1日設定(令和 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	90日
	設定等年月日	令和3年3月1日設定(令和 年 月 日最終変更)

手続の流れ

介護給付費等の支給要否決定の変更

